

天命建元の年次に就て（續）

——太祖滿文老檔の一考察——

三 田 村 泰 助

四

前章に老檔と實錄との立場の相異を説いたが、次に此の兩書には、建國建元の事實が各々の立場から夫々如何なる風に記されて居るかを見、建元の年次を考察しやうと思ふ。

建國建元に關する實錄の記事の中、漢文の條は此の論文の冒頭に掲げたから、此處に掲げる事を止め、滿洲實錄の滿文の條を引いて、滿文老檔との連りとする。

滿洲實錄には、太祖が即位の禮を行つて居る圖が繪かれて居て、之に滿漢蒙三體で記された題が附けてある。漢文には「太祖建元即帝位」とあり、滿文には、*taisu be geren beise ambasa tukiyeme genggiyen han sehe.* とあり、その本文は次の如し。

han i susai jakūn se de fulgiyan muduri aniya aniya biyai iče de niowanggiyan bonio inenggi jakūn gūsai beise
 汗の五十八歳の時 丙辰年正月朔一日 甲辰日 八旗の貝子
ambasa geren be gaiti amba yamun de isati jakūn dere arame faidafi, han yamun de tucifi soorin de tehe manggi,
 大臣等衆を率いて大衙門に到り八机を設けて排班せり。汗衙門に出づ。玉座に坐したる後、
jakūn gūsai beise ambasa geren be gaiti niyakuṛaha. jakūn anban faidan ci tucifi Julesi ibefi niyakūrafi bithe be
 八旗の貝子大臣等衆を率いて跪きたり。八人の大臣列より出で前に進みて跪き表を

tukiye me jafafi alibuta manggi. han i juwe ergi asha de ilha adun hiya. erdeni baksi okdome genefi bithe be 捧げんと 奉 呈したるに依り、汗の兩側 に侍せる阿敦轄 額爾德尼巴克什 迎へ 行きて 表を
 aime gafi, erdeni baksi han i hashū ergi asha de iifi tere bithe be hulame geren gurun be ujie gengiyen han 受けて 額面德尼巴克什は汗の左側に立つての表を 領して「諸々の國を慈育する明汗」
 sefi. aniyai gebu be abkai fulingga sehe. と謂ひ 年號を「天命」と謂く。

右の文中 amba gebu hulara は漢文の方に「恭上尊號」とあるが武皇帝實錄には「稱帝號」とある。尙後者に依ると帝號は「烈國沾恩明皇帝」の七字である。之に當る滿文は「諸國を慈育する明汗」とあつて、漢文の帝號は滿文を直譯した事が分る。そして han だけは「汗」とせず「皇帝」と譯したものと思はれる。参考までに擧げると、乾隆改修太祖實錄は帝號が列國覆育英明皇帝と云ふ風に洗練されて來る。此の滿文實錄でも、建元の事に就いては記して居るが、國號に就ては何等記載のない事、漢文實錄と同じである。翻つて滿文老檔丙辰年正月の條を見るに、

sure kundulen han i susai jakūn se de aniya biyai de de bonio irenggi gurun i beise ambasa geren gemu acafi 聰 恭 汗の五十八歳の時 正月 初一日 申 日 國の貝子 大臣 部衆 悉く集つて
 gisureme musei gurun han aku banjime joboho ambula ofi abka musei gurun be jirgabukini seme banjibuhabi 語るに、我等の國は汗なしに過し、爲に苦しも事甚しかりき、天は吾が國を安逸ならしめんとて 生みたる
 dere, abkai banjibuha yadara joboro gurun be gosire mergen ujie faksi han de amba gebu hulaki seme geren なり、天の生みたる 第し苦しめる國を慈しむ事賢く、育む事巧なる 汗に大號を頒へんと 衆
 hobdeme gisureme tokto bufi, jakūn gūsai beise ambasa geren be gafi dūn dere dūn hošo arame, jakūn bade 語らひ 定めたり。八 旗の貝子 大臣等 衆を率つて 方陣をなし 八 處に
 iifi jakūn gūsai jakūn amban bithe jafafi geren de tučifi juleri niyakūraha manggi, jakūn gūsai beise ambasa 立ち 八 旗より 八人の大臣 書を奉持して衆より出で 前に跪きたる 後 八 旗の貝子 大臣等
 geren be gafi amala niyakūraha, han i iči ergide ilha adun hiya hashū ergide ilha erdeni baksi emte ergi 衆を率いて後に跪きたる、汗の右側に立つたる阿敦轄 左側に立つる額爾德尼巴克什 兩側より
 okdome genefi jakūn amban i jafafi niyakūraha bithe be aime gafi, han i juleri tukiyehe dere i delen sindafi, 迎へ出で、八人の大臣の手まつて跪ける 書を受け 納め 汗の前に捧げたる 机の上に置きて

erdeni baksi han i hashū ergide juleri iifi, abka geren gurun be uikini seme sindiaha genggiyen han seme gebu
 額爾德尼巴克什汗の左側に向ひて立ち天諸々の國を慈育せよとて降したる明汗と云ふ號を
 hulaha. niyakuraha beise ambasa geren gemu ilha, tereci tutu geren ba ilha manggi han tehe soorin ci iifi
 頒したり。跪きたる貝子大臣衆悉く立ちたり。とてかく諸處に立ちたる後汗は玉坐より立ち
 yamun ci tucifi abka de iianggeri hengkielhe, hengkieli amasi bederefi soorin de tehe manggi jakūn gūsai beise
 衙門より出て天に向ひ三度叩頭せり。叩頭して後に退り玉坐に坐したる後八旗の貝子
 ambasa ilhi ilhi se baha seme han de ilata jergi hengkielhe.
 大臣等次々に正旦を賀す。汗に向ひ三度叩頭せり。

とあつて、建國に就き何等の記載なきのみならず、建元に關しても一語も云ひ及んで居ない。

然らば當時「天命」なる年號は漢文のみで滿文は無かつたかと云ふとそうではない。即上述の朝鮮側に、手交した文書に印が捺されて居て、その印は滿漢二體で「後金國天命皇帝」と記されたものである事は光海君日記己未年四月の次の記事が之を證する。

傳曰。奏文中後金汗寶。以後金皇帝陳奏。未知何如。令備邊詳察以奏。回教曰。胡書中印跡。令鮮篆人申汝權及蒙學通事繭解。則篆樣番字。俱是後金國天命皇帝七箇字云々。

とある。又滿文老檔に太祖の勅諭の形式が載せてあつて、それに依ると、

abkai fulinggai fon be alaha han hendume
 天命の時を受けたる汗諭す

とある。又天命年間に鑄した「天命通寶」以外に、滿文無圈點字で「abkai fulingga han jiba」と記した銅錢がある。^②此等の例は何れも國家としての體裁を整へる關心が、制度形式の上に表はれた事象で、此の例の示す如く「天命」の年號に對しても、決して注目を拂はなかつた譯ではない。然らば、建國建元の如きその國家にとつて重要な記事が太祖實

録に存して、老檔に存しないのは如何なる理由であらうか。

太祖實錄の「烈國沾恩明皇帝」が滿文「*geren gurun be ujire genggiyen han*」の譯である事は、既に指摘したが、此の帝號に當る老檔の記述を見ると、

abka geren gurun be ujikini seme s'ndaha genggiyen han
 天が 諸々の 國 を 慈育せよとて 降したる 明 汗

とある。兩者を比べると、實錄では老檔の方の「天」及「慈育せよとて降したる」を省き、*ujikini*と云ふ動詞形をujireと云ふ形容詞に直して、「諸國を慈育する汗」と一聯の名稱に作り、此の時奉つた帝號として居る。此の兩者の命名の態度には異質的なものがある事に想到すべきである。老檔の稱呼には、「汗」を神格化して居るに對し、實錄の方では、かゝる神的な要素を排して、現實的な人徳を頌へる意味の命名になつて居る。中原風な意味に於いて、臣下より皇帝に尊號を奉る時には、その皇帝の現實的な徳を顯はす意味の稱號が採られるのが普通であり、又奉られた尊號は實際に用ひられねばならぬのである。此の事は太宗が崇徳元年に即位した際に見られるので、此の時尊號を「寬溫仁聖」と奉つたのであるが、太宗老檔の崇徳元年四月十二日の條に、

gosin ončo hūwaliyasun enduringge han, geren ambasa be gafi taitsu, taiheo, mafa i miyoo de wečehe.
 仁 寬 溫 聖 汗 諸 大臣 を 率いて、太祖 太后を 祖 廟 に 祭りたり。

とある。此の太宗の尊號と太祖の「天が……降した明汗」とあるのを比べると、一層明瞭に二者の相異が分る。太祖老檔には太祖を記すに終始 *genggiyen han* を以つてし、「天」以下の長々しい稱呼を以つてした例は一度も出ないのである。此等の點から考へると、太祖努爾哈齊が中原風な意味の帝位を正したとする實錄の記事には、老檔の記事を潤色した跡が看取されるので、此の事は、尊號を奉つた理由を記して居る老檔實錄の記事を較べて見ると更によく分明する。實錄では、その理由として、

太祖明敏才智。法度得宣。敬老尊賢。黜讒遠佞。恩及無告。爲國事日夜焦思。上體天意。下合人心。于是。滿洲大治。欺詐不生。拾物不匿。必歸其主。若不得其主。懸於衛門。令認識之。五穀收穫畢。縱牲畜于山野。莫有敢竊害者。因是諸王大臣會議稱帝號。

と述べて居る。右の文は要するに支那風に帝徳を稱へる常套の句で、帝王の理想を説く中原風な思想がその基をなして居り、文中何處にも滿洲人自身の意識感情は窺ひ得られない。老檔に依ると、

musai gurun han aku banjine joboho ambula ofi
我等の部は 汗なしに過したので苦しむ事甚しかったにより

と述べて居る。「han なしに過した」と云ふのは、自分の部族に「汗」を稱へる様な人物がなかつた事であり、「甚しく苦んだ」と云ふのは、その爲に他の部族の「汗」の支配下にあつた事を意味するのであらう。處が、今努爾哈齊の如き傑物が自己の部から出て他部族の大半を征し、自分等の部族が一躍支配者の地位に立つたので、この事を「天」なる文字に假托して述べて居るのであつて、そこには過去の忍従から解放された歡喜の情と、自己種族謳歌の感に陶醉せし彼等の姿を見るのである。そしてこの感情の發露が汗號を奉る事象となつて現はれたのである。然らば汗を稱ふとは一體如何なる意味があるのであらうか。それは取りも直さず、彼等の部族を始め、他の女眞部族を包括する處の全女眞民族の主權者たる事に他ならない。

史實を按ずると明、萬曆の初年に於て、遼東の全女眞族は、一時哈達部の王台の節制に伏した。實に王台は「明」の勢力を背景として他部族に君臨したのである。然るに彼の末年に、威漸く衰へるに及んで、遼東の女眞民族は互に相爭ひ骨肉相食むの狀態と成つた。滿文滿洲實錄を翻くと、此等女眞部族中 *gurun* を稱する強部族五を數へる。哈達・吳喇・輝發・葉赫及滿洲が是である。そして同實錄の記載に従ふと「汗」を稱せられるものは實に哈達の *wan han* のみで、他の部酋は悉く *beile* 貝勒を以て稱せられ、努爾哈齊と雖も此例に漏れなう。

wan hanこそは曾つての遼東の覇者であつた王台その人である。これ前に「汗」はその民族の主権者の意と解した所以である。努爾哈齊が汗位に即いた後は、老檔の記載に従へば自國を常に *jušen gurun* と呼んで居る。これは *nikan gurun, monggo gurun* に對する *jušen gurun* で、*gurun* なる語は此時に於ては、一部族を意味する「部」より一の民族を單位とする「國」の義に飛躍した譯である。そして此の *jušen gurun* は自他の女眞部族を包括したものゝ謂であり、此名稱を以つて滿洲族自らを呼ぶ事は、自己がその支配者であり、代表者である事を意味する。努爾哈齊が汗位に即いて後二年、明を薩爾滸の役に敗つた年の八月に、女眞部族の最後の未征服國として残つて居た、葉赫を降した記事が老檔に見え、そこに附記して、

nikan gurun ʔi *wesihun* ʔun *dekdere* *ergi mederi muke de isitla solho gurun* ʔi *amasi, monggo gurun* ʔi *julci*
 明 國 の 東の方 太陽の 昇る 海 邊 に 到る迄 朝鮮 國 の 北の方 蒙古 國 の 南
jušen gisun i gurun be daiame dahabume, tere aniya wajha.
 女眞語を語る 國 を 伐り 従へる事 この年に 了れり。

とある。誠に豪壯なる叙述であり、讀者は澎湃として興隆する、女眞民族の姿を看取するであらう。此の時、その樞軸をなす滿洲族が自らを *jušen gurun* と稱するのにも又當然と謂ひ得る。そして後述する如く實は此の年に「後金國」と稱し「天命」と建元したのである。老檔の太祖が汗位に即く記事は、滿洲族が部族的なものから民族的なものへと生長した事を物語るものであるが、そこには未だ中原風な表現形式を藉りて居る跡は見られないのである。滿漢太祖實錄の即位並びに建國建元の記事は、實錄編纂の時、老檔の記事を支那風の形に變へたものに他ならない。これは實錄編纂の精神が然らしむる處であらう。

僕は從來説かれた如く、萬曆四十四年丙辰の歳には汗位に即いた事實はあるけれども、支那風に倣つて帝位に即き、建國建元の事を行った事實は無かつたものと思ふ。

太祖滿文老檔には汗位に即いた丙辰の年以後も、年次を記するに「天命」を用ひず、矢張「干支」を用ひて居る。例へば丙辰年に次いで、實錄の天命二年に當る年は唯 *ᡤᡠᡵᡠᡨ ᡤᡠᡵᡠᡨ ᡠᡳᡵᡳᡳᡳ* と記して居るので、此時天命建元の事があれば當然年次は天命を以て數へる筈である。太宗老檔には年次を數へて *sure han i sūcunga aniya, jai aniya* と記して居ると併せ考ふべきであらう。

太祖老檔が「天命」建元の後にも到つても、矢張り干支を以て年次を數へたのは如何なる理由であらうか。

滿洲が朝鮮側に手交した文書の記載に依ると、天命二年は己未の歲であるから、天命元年は萬曆四十六年戊午の歲の事となる。然らば此の年は建元に相應しい事件があつたかと云ふと、例の有名な「明」に對する七宗恨を出して、堂々と明に獨立を宣言した年である。三朝遼事實錄の開卷冒頭に「萬曆四十六年遼事起」と記して、努爾哈齊の第一聲を報じ、尙「因以漢字傳檄」と誌して居る。此の事は、漢字が必要になつたのは實に此の時からである事を物語る。

滿洲が「七宗恨」の檄を「明」に齎した時の事は、皇明實錄には次の様に見えて居る。即ち神宗實錄の萬曆四十六年四月甲寅の條に、

建酋差部夷章台等。執夷箭印文。送進擄去漢人張儒伸・張棟・楊希爵・廬國士四名。進關聲言求和。傳來申奏一紙。自稱爲建國。內有七宗惱恨等語。

とある。尙三朝遼事實錄には、

閏四月。奴兒歸漢人張儒等。資夷文請和。自稱建州國汗。備述七宗惱恨。

と見えて居る。此等の記事の示す如く、滿洲自ら「建國」と云ひ「建州國汗」と稱したのである。太祖實錄にある様に萬曆四十四年丙辰の年に「後金國」「天命」と稱したのであれば、何故此の文字を用ひなかつたのであらうか。

そして、此事は又光海君日記の記事より逆算して、萬曆四十六年を元年とする考へ方にも當てはまるのである。自ら

國號を樹立すると云ふ事は、他國家に自己を認知せしめると云ふ考慮から出るので此事以外には意味がないからである。又史實に徴しても、萬曆四十六年には建國建元の事を行ふに相應しい事象として、「七宗恨」を宣した程の劃期的事件は他に考へられない。此時は「建州國汗」と稱したのであるから、僕は此歳には「後金國」「天命」命名の事實はなかつたものと信ずる。明實錄にある如く、明廷は翌四十七年になつて朝鮮の咨報で、始めて此事實を知つたのであるから、若し四十六年に建國の事實が行はれたのであるならば、朝鮮の咨報の前に、明廷には何等かの情報があり、その記載がなければならぬ。そして此論文冒頭に引用した如く、四十八年には、後金國汗の名のある榜文が、明實錄に記載されて居る事を併せ思ふべきである。

然らば、光海君日記の記事は如何に解すべきか。努爾哈齊は萬曆四十六年に遼東清河堡を陥れ、その攻略を開始したが、遼東の地より「明」の勢力を根底から驅逐したのは實に四十七年三月に於る薩爾滸の役であらう。此役に於て、努爾哈齊は堂々四路より、興京に進撃する明の大軍を一舉に覆没せしめたので、滿洲の興廢は此の役の決する處に係ると云ふ程の歴史的な大事件である。そして、その勝利を得た事は努爾哈齊をして遼東に勢力を樹立する確信を抱かしめたに違ひない。而して、此の役後最初に政治交渉を開始したのは、東方文字の國を自稱する朝鮮である。滿洲は朝鮮に國書を遣し、戰勝者の立場より、自分を「金國」の正統なる後繼者たるを説き、天命既に「明」を去つた事を論じたのである。そしてその國書たるの形式を整へる必要上、取り敢えず、「後金國」と稱し「天命」の年號を作成したのであらう。その命名の素朴さは之を證するものではなからうか。更にその態度を傍證する史料がある。柵中目録の萬曆四十七年三月十三日の條に「聞奴中方草通書。鑄成印顆云々」とある。此通書は本文に説いた處の國書であり、この印顆はその國書に押した「後金國天命皇帝」とある滿漢一體の印を指すものであらう。つまり、事に臨んで急遽鑄印したのであらう。前年若しくは、丙辰の歲に支那風に帝號を稱したのであれば、この様な形式的なものは、當然具備さるべき性質の

ものである。その國書に「天命二年」とあるのは「七宗恨」を出した年は、建國建元を行ふに相應しい歳と思惟し、翌萬曆四十七年を二年としたのであらう。國書には「七宗恨」を併せ載せて居る事を考慮すべきである。何れにしても、此等の事象は「漢字を以て檄を傳へ」ねばならぬ情勢から出た政策的意味に基くものと考へる。

右に述べた滿洲側の態度を念頭に置いて、既述した鮮滿交渉の跡を見ると、自ら首肯し得る處があるのである。今少し兩國間の交渉の經過を引續き考察しやう。滿洲側より齎された國書に對する朝鮮側の回答は如何なる形式でなされたか。光海君日記己未四月十六日の條に、

備邊司啓曰。常聞北道六鎮胡人贈給文書。稱建州衛馬法云。所謂馬法似指獮裨而言也。今當略倣此例。皮封外面右邊書。朝鮮國平安道觀察使書。左邊書。建州衛部下馬法。開折裏面書。朝鮮國平安道觀察使朴燁奉書于建州衛馬法足下云々。

とあつて、國王の名を以てせず、地方官たる平安監司の名目で答へしめたのである。尙同日記四月二十一日の條に、

備邊司啓曰。今此胡書回答。乃朴燁之貽書于馬法者。所謂馬法卽是獮裨之稱。則非直答于奴酋者也。(註馬法は滿洲語 Haba の對音)

とあれば、朝鮮側の此時の交渉に對する意向態度が分る。朝鮮は滿洲の國書を無視して、交渉を地方の官吏に委ねる形式を採り、從つて「後金國」の國號の問題には觸れなかつたのであるが、此は朝鮮の傳統的國是である「事大交隣」に基いたもので、彼等に依れば、交隣は夷狄を羈縻するの道なのである。

そして實際此の通りの回答が滿洲側になされたものと見え、太祖老檔の同年五月十五日の條に、

solho de genehe elcin solho i emu hafan, juwan ilan niyalma isinjha.
朝鮮に往きたる使者・朝鮮の一人の官 十 三人の從者 來到せり。

と記し、次いで來答の文書の全文を掲げ、その前書に、

solho gurun i ping an doo goloi guwan ča ši hergen i piyoo hūwa, gryan jeo ui mafai bethel wejile bithel aibbu-
朝鮮國の「平安道」路の「觀察使」職の朴 燁 建 州 衛 馬 法 足 下 に 書 を 呈 上
rengge.
事。

とある。尙李民寧の柵中日録には、此の時の交渉の顛末を詳しく書き誌して居る。その記事に依ると、朝鮮の使者は光海君日記に見える鮮廷の意見を開陳して居るが、その中に、

阿斗曰。我國後金號。何以不書而只稱建州乎。是不以鄰國待我也。答曰。我國之稱建州者。自前已熟。想必以此而稱之。以下貴國二字看之。則其不以鄰國待之。然耶。

とあり、滿洲側は朝鮮の回答に「後金國」を使用しなかつた事を詰つて居るが、此の朝鮮側の詭辯的申開きは通つたものと見え、交渉の終つた處に、

大海等愧謝曰。小的粗知文字。不能解見矣。阿斗頗解顏之色。

とある。此の記事から察して、「後金國」字使用に對する滿洲側の態度は通り一ぺんのもので、國號に對する關心の度が餘り強くないのに驚く程である。滿文老檔には此時の朝鮮の回答に對して次の様に記して居る。即己未年五月二十日の條に、

terei gajha bithel be tuwaci čeni solho han i gisun umai akū, nikan de dafi jhe čohai jafabula amba ajige
その齎した書 を 看せし 彼等の朝鮮汗 の 詞一言半句なし。 南朝 に 味方して來た軍を 率ゐた 大 小の
hafasa be ujhe seme hanitha sere emu sain gisun akū, jafaha solho be unggil sere emu gisun akū, amala banjire
官 を 養つた事を謝する 一片の善 言 なし 擡へた朝鮮人を 送れと云ふ一の 詞 なし。後日 く の
emu akdun gisun akū.
信憑するに足る詞なし。

とある。之を見ると、太祖が朝鮮からの回答に期待して居た要望の奈邊にあつたかゞ分るが、右の記事中、「後金國」不使用に關して一言も觸れて居ないのは、何とした事であらう。此が實錄に依ると、後金國成立後四年目の有様である。

一般に國號を定め、年號を建てると云ふ事象は、兎も角も、その民族の國家意識の高揚が齎す必然的な結果とされるので、老檔の記事や柵中日錄に表はれてゐる滿洲側の、かう云つたものへの態度執着の低さは、期待を裏切る様に思はれる。此事はこれより後七年目の天聰元年、滿洲の第一次征鮮の際に於て「金國」の使用を強要し、締盟の形式には金國の俗に従はしめた態度、更に既述丙子の役の態度と思合せて奇異の感がある。

思ふに、前述せし如く、建國建元の事には大いに政略的な要素が働いて居る事を物語るものである。

それ故に、「後金國」「天命」を創成、使用したのは、實に萬曆四十七年の事であり、然も天命元年は存しなかつたとするのが事の真相ではあるまいか。羅萬甲の丙子錄に「是年(萬曆四十七年)五月。努兒哈赤僭號後金國汗、建元天命」とあるのは右の事實を傳へたものと云ひ得る。

此「天命」年號使用の事情を見れば、太祖滿文老檔に、年次を「天命」を以て數へない事が肯けると、同時に老檔が「干支」を以て年次を記する事は、滿洲人の實生活では、支那風な年號を以つて年を數へる必要がなかつた證據に他ならない。當時の滿洲人が、支那流の曆日の觀念に乏しかつた事は、建州聞見錄に

上年(萬曆四十七年)臘月小盡。而胡中以正月初二日爲正朝。蓋不知曆日故也。

と述べて嘲笑して居るのでも知られる。かくの如く支那風な生活をなす時には、實生活では少からず矛盾が存したものであらう。かゝる素朴な生活者からは「天命」なる年號を以つて歲月を數へる程の整備した觀念があらうとは考へられない。太祖實錄の編纂に際し、努爾哈齊が汗號を稱した事を中原風な意味に於ての帝位を正したことに潤色し、建國建元の事象を之に結びつけ、此の年を以つて天命元年と成したのである。

國號「後金國」或は「大金國」を實錄から削除する事は清朝の國是である。

尙 Martin Martini の韃靼戰記に

il s'en declara le Souverain & prit un nom Chinois, se faisant appeller Thienmin des l'an 1618, qui fut le troisieme de son regne. (原文の儘)

とあるのは、注目に値する。彼は清太祖の即位の三年目即萬曆戊午の歲に「天命」を稱したと記して居る。何に依つてかゝる記述が生じたのか知る由ないが此は恐らく傳聞の誤であらう。光海君日記の記事と martini の此の記事とを以て根本史料である事を強調し、他の史料を悉く否定して天命元年を戊午の歲となす事は簡單であるけれども、歴史的常識は之を許さないで Martini は半事實に合し、半誤れりとなすのである。

註① 太祖滿文老檔天命十年の條(第六十七冊)。

註② 西源 制錢通考卷之一。

註③ Histoire de la guerre des tartares contre la Chine, p17

尙韃靼戰記の原本はラテン語で書かれてあり、之に英・獨・佛の譯がある。原本及び獨譯は見る事が出来なかつたし、英・佛譯は其々内容相似せるを以て佛譯を掲ぐ。

追記

滿文老檔は太祖、太宗と夫々あり、更に、太宗の分は「天聰」と「崇德」に分れて居る。僕は各々は異質的な相違があると考へ、今は太祖老檔のみに就いて考察した。

尙、本稿を草するに當つて、先輩内藤乾吉學士より種々の示教を、又滿文の譯に就いては、山本守學士の示教を辱うした事に對し深く感謝の意を表す次第である。

本稿起草の後に朝鮮の稻葉博士より王翰を辱うし、天命建元に關して左の異説がある事を教示された。即ち家世集遺補と云ふ李朝時代の人の家集があつてその中の丙丁志に「天啓辛酉虜兵進陷遼東經略遠可立被害虜乃建國號曰金改元天命云」とあるのがそれである。天啓辛酉は明の天啓元年で通説では清の太祖の天命六年に當る。然し此の所傳に關しては考慮する邊がなかつたのでこゝでは唯この説を紹介し併せて稻葉先生に對し深甚なる感謝の意を表する所以である。